特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御宿町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県御宿町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	固定資産税に関する事務						
②事務の概要	 ・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税等の賦課徴収に関する事務 ②固定資産税・納税通知書の送付に関する事務 ③固定資産税等の減免に関する事務 ④固定資産に関する証明書等の発行に関する事務 ⑤固定資産課税台帳の照会に関する事務 						
③システムの名称	固定資産税システム、総合収納管理システム、滞納管理システム、家屋評価システム、団体統合宛名 システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
固定資産税賦課情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の48の項						
5. 評価実施機関における	· 担当部署						
①部署	税務住民課						
②所属長の役職名	税務住民課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-2511						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	税務住民課 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 0470-68-6692						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月29日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和6年10月29日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	西書及び	ゞ重点項目評価書 ゞ全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関につい	いては、それぞれ重	直点項目評价	画書又は全項	頁目評価書におい	へて、リス	くク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供は	ベットワークシステ	ムを通じた	と入手を除	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特(こ力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	i報提供ネットワー な	クシステムを	を通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの)接続		[]接続	しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。「固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けのための手順例について」(令和6年4月1日付け総税固第27号総務省自治税務局固定資産税課長通知)を踏めた事務手続きを行っている。					

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 く選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	御宿町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。また、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については、自動応答不可フラグを設定している。これらの対策を講じていることから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	1 対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成29年6月12日	2 取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
平成30年5月30日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月25日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月25日時点	平成31年4月24日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月25日時点	平成31年4月24日時点	事後	しきい値の再確認
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和2年3月1日	テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	5. 評価実施機関における評価実施者	税務住民課長 斉藤 浩	税務住民課長	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月24日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和2年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	平成31年4月24日時点	令和2年3月1日時点	事後	再実施によるもの
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	令和2年3月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月1日時点	令和4年9月30日時点	事後	再実施によるもの
令和4年9月30日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし	事後	再実施によるもの
令和5年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年9月30日時点	令和5年11月27日時点	事後	再実施によるもの
令和5年11月30日	I.関連情報 2.特定個人情報ファイルを取		固定資産税システム、総合収納管理システ ム、滞納管理システム、家屋評価システム、地	事後	システム更改によるもの
令和6年11月6日	I 関連情報 9規則9条第二項の適用	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え	_	評価を実施	事後	評価書様式変更によるもの
令和6年11月6日	I.関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府·総務省令第5号第16条	番号法第9条第1項 別表 24項	事後	法令の改正によるもの
令和6年11月6日	1 関連情報	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の48の項	事後	法令の改正によるもの